

上山市下水道施設包括的管理等事業

募集要項

令和8年3月31日

(令和8年5月29日修正)

上山市

目 次

1 募集要項等の位置づけ.....	1
2 本事業の概要	2
2-1 事業の背景・目的	2
2-2 事業の名称	2
2-3 公共施設の管理者の名称	2
2-4 事業場所	2
(1) 本事業の対象施設の概要.....	2
(2) 本事業の所在地.....	4
2-5 事業内容	4
(1) 事業方式.....	4
(2) 事業範囲.....	4
(3) 附帯事業.....	6
(4) 任意事業.....	7
(5) 民間事業者の収入.....	7
2-6 事業期間	7
2-7 提案見積の上限額	7
2-8 プロフィットシェア	8
2-9 改築工事業務に関する留意事項	8
(1) 改築工事業務に関する留意事項.....	8
2-10 リスク分担の考え方	8
(1) リスク分担の基本的な考え方.....	8
(2) 保険.....	8
(3) 民間事業者の株式の新規発行及び処分.....	9
2-11 対象業務における要求水準	9
2-12 当市による事業の実施状況のモニタリング.....	9
3 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
3-1 募集及び選定方法	10
3-2 募集及び選定スケジュール	10
3-3 応募者の構成及び参加資格要件	10
(1) 応募者の構成等.....	10
(2) 応募者共通の参加資格要件.....	11
(3) 代表企業の実績要件.....	12
(4) 応募企業、構成企業の各業務を実施する者の参加資格要件.....	12
(5) 参加資格要件の確認基準日.....	13

3-4 応募の留意点	13
3-5 民間事業者の募集手続き等	13
(1) 開示資料の貸与申込	13
(2) 募集要項等に関する質問及び意見等の受付	13
(3) 募集要項等に関する質問及び意見等の回答	14
(4) 参加表明書及び参加資格確認書類の受付	14
(5) 参加資格審査の結果の通知	14
(6) 現地確認	14
(7) 個別対話	14
(8) 提案書類の受付	14
(9) 参加辞退	15
3-6 審査及び選定に関する事項	15
(1) 審査及び選定に関する基本的考え方	15
(2) 審査手順	15
(3) 優先交渉権者の選定	16
(4) 結果及び評価の公表方法	16
(5) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し	16
(6) 提案書類の取扱い	16
3-7 優先交渉権者選定後の手続き	17
(1) 基本協定の締結	17
(2) SPC の設立	17
(3) 優先交渉権者による事業準備行為	17
(4) 事業契約の締結	17
4 その他本事業の実施に関し必要な事項	18
4-1 その他本事業の実施に関し必要な事項	18
(1) 募集要項等の変更	18
(2) 本事業において使用する言語及び通貨	18
(3) 応募に係る費用	18
4-2 問合せ先	18

1 募集要項等の位置づけ

上山市(以下「当市」という。)が公表する上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項(以下「募集要項」という。)及びその添付書類は、以下の①から⑦までの書類(これらに補足資料、当市ホームページへの掲載などにより公表したこれらに対する質問回答書、その他これらに関して当市が発出した書類を加えたもの)により構成される(以下「募集要項等」という。)。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。

募集要項等に上山市下水道施設包括的管理等事業実施方針(以下「実施方針」という。)に対する質問及び意見への回答は含まない。

①～⑦までの書類は、審査に係る書類並びに上山市下水道施設包括的管理等事業(以下「本事業」という。)等の実施に係るその他の書類一式(以下「提案書類」という。)を作成するに当たっての前提条件である。

- ① 上山市下水道施設包括的管理等事業 募集要項
- ② 上山市下水道施設包括的管理等事業 事業契約書(案)
(以下「事業契約書(案)」という。)
- ③ 上山市下水道施設包括的管理等事業 基本協定書(案)
(以下「基本協定書(案)」という。)
- ④ 上山市下水道施設包括的管理等事業 要求水準書
(以下「要求水準書」という。)
- ⑤ 上山市下水道施設包括的管理等事業 優先交渉権者選定基準
(以下「優先交渉権者選定基準」という。)
- ⑥ 上山市下水道施設包括的管理等事業 提案書類作成要領
(以下「提案書類作成要領」という。)
- ⑦ 上山市下水道施設包括的管理等事業 様式集
(以下「様式集」という。)

なお、募集要項等と実施方針に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

2 本事業の概要

2-1 事業の背景・目的

当市における下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の3事業からなっており、人口減少等に伴う収益の減少や老朽化等による施設更新費用の増大、また担い手となる職員の減少等、事業の継続に多くの課題を抱えている。

これら背景を踏まえて本事業を実施する民間事業者(以下「民間事業者」という。)の創意工夫や経験、ノウハウ等を活用した市民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道事業の確立を図ることを目的に本事業を実施する。

2-2 事業の名称

上山市下水道施設包括的管理等事業

2-3 公共施設の管理者の名称

上山市長 山本 幸靖

2-4 事業場所

(1) 本事業の対象施設の概要

主な対象施設の概要を表 2-1 に示す。なお、対象施設の詳細は、要求水準書に示す。

表 2-1 主な対象施設の概要(令和8年3月時点)

事業	対象施設	対象設備	改築対象施設※1	運転維持管理対象施設※2	
公共下水道事業	上山市浄水センター	ゲート設備	該当なし	○	
		クレーン物上げ設備	○	○	
		スクリーンかす設備	該当なし	○	
		汚水沈砂設備	該当なし	○	
		汚水ポンプ設備	○	○	
		最初沈殿池設備	○	○	
		反応タンク設備	○	○	
		最終沈殿池設備	○	○	
		消毒設備	○	○	
		用水設備	○	○	
		汚泥濃縮設備	○	○	
		汚泥消化タンク設備	○	○	
		汚泥脱水設備	○	○	
		調質設備	○	○	
		脱臭設備	○	○	
		負荷設備	○	○	
		監視制御設備	○	○	
		計測設備	○	○	
		受変電設備	○	○	
		自家発電設備	該当なし	○	
	制御・計装電源設備	○	○		
	マンホールポンプ場	マンホールポンプ場	汚水ポンプ設備	○	○
			受変電設備	○	○
負荷設備			○	○	
計測設備			○	○	
監視制御設備			○	○	
汚水管きょ	全て	該当なし	○		
マンホール	全て	該当なし	○		
マンホール蓋	全て	該当なし	○		
公共柵	全て	該当なし	○		
取付管	全て	該当なし	○		
農業集落排水事業	処理施設	全て	該当なし	○	
	中継ポンプ場	全て	該当なし	○	
	汚水管きょ	全て	該当なし	○	
	マンホール	全て	該当なし	○	
	マンホール蓋	全て	該当なし	○	
	公共柵	全て	該当なし	○	
	取付管	全て	該当なし	○	
浄化槽事業	浄化槽	全て	該当なし	○	

※1○印は改築工事業務の対象となる施設(改築対象施設)を示す。

※2○印は運転維持管理業務の対象となる施設(運転維持管理対象施設)を示す。

(2) 本事業の所在地

本事業の対象施設の所在地を表 2-2 に示す。

表 2-2 対象事業の所在地

事業	対象面積	所在地
公共下水道事業	26.58 ha	下水道法第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画に定める区域
農業集落排水事業	11.12 ha	上山市仙石、金生、小穴、石曾根、藤吾、阿弥陀池、細谷、相生、牧野、皆沢、原口、須田板、檜下、小笹、久保川、大門、菖蒲
浄化槽事業	4.32 ha	上山市薄沢、永野、権現堂、小倉、棚木

2-5 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)(以下「PFI 法」という。)に基づくものであり、本事業の事業方式は、性能発注・複数年契約による更新実施型の管理・更新一体マネジメント方式とする。

(2) 事業範囲

本事業は、当市上下水道課で所管している次の 3 事業の各施設、各業務を対象とし、附帯事業及び任意事業を含めて事業範囲とする。各事業、施設及び業務の内容、要求水準の詳細は、要求水準書に示す。

1) 対象事業

- ① 公共下水道事業
- ② 農業集落排水事業
- ③ 浄化槽事業

2) 対象施設

- ① 上山市浄水センター
- ② マンホールポンプ場(公共下水道事業)
- ③ 管路施設(公共下水道事業)
- ④ 農業集落排水処理施設
- ⑤ 中継ポンプ場(農業集落排水事業)
- ⑥ 管路施設(農業集落排水事業)
- ⑦ 合併処理浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業施設)

3) 対象業務

- ① 上山市浄水センターに関する業務

- 運転操作監視業務
 - 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
 - スtockマネジメント計画作成業務
 - 改築設計業務
 - 改築工事業務
 - 耐震診断業務
 - 耐震補強設計業務
 - 工事監理業務
 - その他の業務
- ② マンホールポンプ場に関する業務
- 運転操作監視業務
 - 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
 - スtockマネジメント計画作成業務
 - 改築設計業務
 - 改築工事業務
 - 工事監理業務
 - その他の業務
- ③ 公共下水道事業の管路施設に関する業務
- 計画的維持管理業務
 - 住民対応等業務
 - 修繕業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 情報管理業務
 - スtockマネジメント計画作成業務
- ④ 農業集落排水処理施設に関する業務
- 運転操作監視業務

- 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
 - その他の業務
- ⑤ 中継ポンプ場に関する業務
- 運転操作監視業務
 - 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
 - その他の業務
- ⑥ 農業集落排水事業の管路施設に関する業務
- 計画的維持管理業務
 - 住民対応等業務
 - 修繕業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 情報管理業務
- ⑦ 合併処理浄化槽に関する業務
- 浄化槽法第 11 条検査
 - 保守点検業務
 - 修繕業務

(3) 附帯事業

附帯事業とは、当市の下水道事業の課題について、現状の問題や機能の改良提案、事業化のための交付金制度の活用等を民間事業者の責任のもと提案し、当市との協議の結果、当市にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。

民間事業者が提案した附帯事業については、導入費用や有効性、適用できる交付金制度の状況等を勘案し、その実施及び調達方法について当市の承諾を得て実施する。詳細は、事業契約書(案)及び要求水準書に示す。

(4) 任意事業

任意事業とは、事業に係る全ての費用を民間事業者自らの負担で行う独立採算の事業であり、当市との協議の結果、当市にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。

応募者は選定時の提案書類において任意事業を提案することができ、事業期間中においても、民間事業者は任意事業を提案することができる。任意事業は、当市の承諾を得て実施する。詳細は、事業契約書(案)及び要求水準書に示す。

(5) 民間事業者の収入

本事業に係る費用については、当市が民間事業者に支払う本事業の実施に対する対価の総額(以下「サービス対価」という。)として民間事業者に支払うものとし、詳細は、事業契約書(案)に示す。本事業の実施にあたり、ライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入するものとする。

2-6 事業期間

本事業の事業期間は、令和9年9月1日から令和19年8月31日までとする。ただし、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約(以下「事業契約」という。)の締結の翌日から令和9年8月31日までを引継ぎ期間とし、当市及び民間事業者により業務引継ぎを実施するものとする。

2-7 提案見積の上限額

本事業の提案見積の上限額を以下に示す。

8,168,021,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

本事業の提案見積の上限額のうち、資本的支出にかかる費用の参考額を以下に示す。

4,820,270,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

※資本的支出にかかる費用の参考額のうち、改築設計業務及び改築工事業務にかかる費用の参考額は4,550,040,000円(消費税及び地方消費税を除く。)である。

本事業の提案見積の上限額のうち、収益的支出にかかる費用の参考額を以下に示す。

3,347,751,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

上記提案見積の上限額の内訳として示した金額は参考として示したものであり、資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用において上限額を設定するものではない。本事業の提案見積の上限額のみが見積上限価格であり、資本的支出にかかる費用及び収益的支出にかかる費用のうち一方が目安金額を超えていたとしても総額の見積

価格が見積上限価格を超えていなければ失格とはならない。なお、当該金額には、本事業への応募を希望する者(以下「応募者」という。)に見積提案を求めない業務予定額に対して実績に応じて精算となる業務の予定額(耐震補強設計業務に要する費用は除く)も含んでいる。また、提案見積には附帯事業、任意事業に係る予定額を含めないこと。

2-8 プロフィットシェア

要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェアを導入する。詳細は、事業契約書(案)に示す。

2-9 改築工事業務に関する留意事項

(1) 改築工事業務に関する留意事項

1) 改築工事業務の実施

民間事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築工事業務を行う。

2) 改築工事業務を行った施設の所有

当市又は民間事業者が改築工事業務を行った施設は、当市の所有に属するものとする。

3) 改築工事業務の対象

改築工事業務の対象は、要求水準書に示すとおりとする。なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築工事業務は、国庫補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、当市が公益上を理由に必要であると判断したときは、国庫補助金の対象とならない改築工事業務も実施可能とする。

2-10 リスク分担の考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

当市と民間事業者は、本事業の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担する。詳細は、事業契約書(案)に示す。

(2) 保険

民間事業者は、本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については当市の確認を

得るものとする。

(3) 民間事業者の株式の新規発行及び処分

民間事業者は、株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)のみを発行することができる。

民間事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、本議決権株式を保有する者(以下「本議決権株主」という。)が、自ら保有する本議決権株式を、本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、当市の事前の承認を受ける必要がある。

また民間事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、当市の事前の承認を受ける必要がある。

本議決権株式の譲受人は、基本協定書に定める株主誓約書を、当市に対して提出しなければならない。

2-11 対象業務における要求水準

民間事業者は事業期間中、当市が本事業の実施にあたり、要求水準書に基づき民間事業者に履行を求める業務水準(以下「要求水準」という。)のサービスを提供することが求められる。本事業の要求水準は、要求水準書に示す。

2-12 当市による事業の実施状況のモニタリング

民間事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか確認するとともに、民間事業者の財務状況を把握するために、民間事業者によるセルフモニタリングに加え、当市によるモニタリングを行う。要求水準が達成されていないことが判明した場合、当市は、民間事業者に対して改善措置を求めるものとする。なお、モニタリングの具体的な方法等については、要求水準書に示す。

3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3-1 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、民間事業者の創意工夫等による効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

3-2 募集及び選定スケジュール

募集要項等の公表後のスケジュールについて表 3-1 に示す。

表 3-1 募集及び選定スケジュール(予定)

スケジュール(予定)	内容
令和8年4月1日～10日	開示資料の貸与申込
令和8年4月1日～24日	募集要項等に関する質問及び意見等の受付
令和8年5月29日	募集要項等に関する質問及び意見等の回答
令和8年6月1日～5日	参加表明書及び参加資格確認書類の提出
令和8年6月19日	参加資格審査の結果の通知
令和8年7月	現地確認
令和8年7月	個別対話
令和8年9月1日～30日	提案書類の提出
令和8年11月	優先交渉権者の選定・公表
令和9年1月	基本協定の締結
令和9年2月	事業契約の締結
令和9年9月	事業開始

3-3 応募者の構成及び参加資格要件

応募者の構成及び参加資格要件は以下のとおりとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)のいずれも可とする。
- ② 応募グループで応募する場合は、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」という。)の中から代表となる企業1社(以下「代表企業」という。)を定めるものとする。
- ③ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本事業の応募に係る手続きの全てを行う。代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。
- ④ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑤ 応募企業又は応募グループは優先交渉権者として選定された場合、本事業の実施の

みを目的とした特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立するものとする。応募企業又は構成企業の全ては SPC に対して出資するものとし、出資に対応する本議決権株式の全ての割り当てを受けるものとする。また、代表企業の出資割合は、構成企業において最大であることとする。

- ⑥ SPC への出資を行わない者であって、SPC 又は構成企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している企業(以下「協力企業」という。)が携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑦ 参加資格確認書類の提出後から優先交渉権者との事業契約の締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、参加資格確認書類の提出後、事業契約の締結までの間で当市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- ⑧ 応募企業、構成企業は、他の応募企業又は応募グループの構成企業となることはできない。

(2) 応募者共通の参加資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、以下の①～⑧を全て満たす者とする。

- ① 当市における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定及び PFI 法第 9 条の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 当市から指名停止処分を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 市税その他の納付義務を完全に履行している者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及び業務協力関係にある者と資本関係又は人的関係がない者とする。なお、本事業に係るアドバイザー業務の受託者及び業務協力関係にある者は、次のとおりである。
 - EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
 - EY 新日本有限責任監査法人
 - 株式会社 NJS
 - 弁護士法人関西法律特許事務所
- ⑧ 優先交渉権者の選定のために設置された学識者を含めた上山市下水道施設包括的管理等事業公募型プロポーザル方式事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業又は、当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

(3) 代表企業の実績要件

下水道法(昭和33年法律第79号)(以下「下水道法」という。)に定められた終末処理場に関する事業期間3年以上かつ過去5年間に、履行期間を満了した包括的民間委託を元請として完了した実績を有すること。なお、本実績には、指定管理者としての履行実績やPFI、DBO方式等における終末処理場の運転操作監視業務及び保守点検業務の履行実績も対象とする。

(4) 応募企業、構成企業の各業務を実施する者の参加資格要件

応募企業又は構成企業のうち、以下の業務を担当するいずれか1者は、次の資格要件を満たすこと。応募企業又は構成企業が、複数の業務の資格要件を満たす場合には、複数の業務を実施することを認めるものとする。

1) スtockマネジメント計画作成業務(上山市浄水センター・マンホールポンプ場・公共下水道事業の管路施設)

過去5年間に、下水道法に定められた公共下水道又は流域下水道におけるStockマネジメント計画作成業務を元請として履行完了した実績を有すること。

2) 改築設計業務(上山市浄水センター・マンホールポンプ場)

過去5年間に、処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場において、全体計画日最大汚水量が今回設計対象日最大汚水量(12,600m³/日)の1/2以上である改築設計を含む業務¹を元請として履行完了した実績を有すること。なお、本実績には、改築設計業務の履行実績だけでなく、PFI、DBO又はDB方式等における改築設計業務の履行実績も対象とする。

3) 改築工事業務(上山市浄水センター・マンホールポンプ場)

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、機械器具設置工事及び電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、改築工事業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。

過去5年間に、全体計画下水量が今回対象計画下水量(12,600m³/日)の1/2以上で、かつ処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場に係る新設・増改築を含む業務(土木・建築工事除く)を元請として受託した実績を有すること。なお、本実績には、改築工事業務の履行実績だけでなく、PFI、DBO又はDB方式等における改築工事業務の履行実績も対象とする。

¹ 設計を含む業務とは、下水道事業のStockマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-付録Ⅱ 改築通知:令和4.4.1国水事第67号「下水道施設の改築について」に記載の大分類の施設いずれか一式の改築設計を含む業務をいう。

4) 運転操作監視業務(上市市浄水センター・マンホールポンプ場・農業集落排水処理施設・中継ポンプ場)

過去 5 年間に、処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場に係る運転操作監視業務を元請として履行完了した実績を有すること。

5) 計画的維持管理業務(公共下水道事業の管路施設・農業集落排水事業の管路施設)

過去 5 年間に、下水道法に定められた下水道管路施設における計画的維持管理業務を元請として履行完了した実績を有すること。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、参加資格確認書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当市に速やかに通知しなければならない。

3-4 応募の留意点

本事業の耐震補強設計及び耐震補強工事に係る工事監理業務を担う構成企業及び協力企業については、競争性、公平性及び透明性の観点から、本事業により実施する設計成果をもとに当市が発注する耐震補強工事の入札に参加できないものとする。

3-5 民間事業者の募集手続き等

(1) 開示資料の貸与申込

当市は応募者に対し、開示資料の貸与を行う。貸与の申込方法等を以下に示す。

1) 受付期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 8 年 4 月 10 日(金)正午まで

2) 受付方法

様式 1-1(開示資料の貸与申込書)に記入の上、4-2 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

(2) 募集要項等に関する質問及び意見等の受付

募集要項等に関する質問及び意見等を次のとおり受付する。

1) 受付期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)～4 月 24 日(金)正午まで(必着)

2) 受付方法

様式 2-1(募集要項等に関する質問及び意見書)に記入の上、4-2 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

(3) 募集要項等に関する質問及び意見等の回答

募集要項等に関する質問及び意見等の回答は、令和 8 年 5 月 29 日(金)から当市ホームページにて公表する。

(4) 参加表明書及び参加資格確認書類の受付

応募者は、様式集に定めるところにより、参加表明書及び参加資格確認書類を提出し参加資格の審査を受けること。参加表明書及び参加資格確認書類は次のとおり受付する。

1) 受付期間

令和 8 年 6 月 1 日(月)～6 月 5 日(金)正午まで(必着)

2) 受付方法

提案書類作成要領に示す参加表明書及び参加資格確認に関する提出書類(様式 3-1-1～様式 3-1-3、様式 3-2-1～様式 3-2-6、及び添付書類)に記入の上、4-2 に記載の問合せ先に持参又は郵送により提出すること。

(5) 参加資格審査の結果の通知

参加資格審査の結果を応募者に通知する。

(6) 現地確認

本事業への参加資格が認められたものは、技術提案のための現地確認を行うことができる。具体的な実施方法は、参加資格確認結果の通知と併せて、参加資格を有する応募者に通知する。なお、現地確認の際、開示資料の閲覧を行うことができる。

(7) 個別対話

本事業に関する応募者の理解促進等を目的として、本事業への参加資格を有する応募者に対し、当市と対面形式で質問と回答を行う対話(以下「個別対話」という。)を参加資格を有する応募者毎に実施する。具体的な実施方法は、参加資格確認結果の通知と併せて、参加資格を有する応募者に通知する。

(8) 提案書類の受付

本事業への参加資格を有する応募者は、提案書類作成要領及び様式集に定めるとこ

ろにより、提案書類を提出すること。提案書類は次のとおり受付する。なお、提案書類の提出後、選定委員会において提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行うことを予定している。具体的なプレゼンテーション及びヒアリングの実施方法等、詳細については提案書類提出者に別途通知する。

1) 受付期間

令和8年9月1日(火)～令和8年9月30日(水)正午まで(必着)

2) 受付方法

4-2に記載の問合せ先に持参又は郵送により提出すること。また、提案書類については、PDFファイル化したものとともにPDF変換前のファイルについてもCD-R又はDVD-Rで提出すること。

(9) 参加辞退

参加資格を有する応募者が、本事業への参加を辞退する場合には、優先交渉権者決定までに、様式5-1(辞退届)を持参又は郵送により送付すること。

3-6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

本事業における民間事業者の募集及び選定については、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により行うものとする。選定委員会は、応募者より提出された提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。委員構成は表3-2のとおりである。委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について選定委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

表 3-2 委員構成

役割	所属	役職	氏名
委員長	山形大学農学部	学部長・教授	渡部 徹
副委員長	当市	副市長	鈴木 英夫
委員	日本公認会計士協会東北会山形県会	会長	田牧 大祐
委員	山形県県土整備部下水道課	課長	蘇武 邦行
委員	当市市政戦略課	課長	鈴木 直美
委員	当市財政課	課長	大澤 泰雄
委員	当市建設課	課長	横戸 利平

(2) 審査手順

審査は参加資格審査と事業提案審査に分けて実施する。なお、具体的な評価項目及び

配点については、優先交渉権者選定基準にて示す。

1) 参加資格審査

参加資格審査では応募者の構成や参加資格要件の充足等について確認する。

2) 事業提案審査

本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービス対価の金額等について提案を受け、選定委員会による審査を行う。

(3) 優先交渉権者の選定

当市は、選定委員会における審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(4) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は審査講評とともに当市ホームページにて公表する。

(5) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し

当市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すとともに、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、当市はその旨を当市ホームページにて公表する。

(6) 提案書類の取扱い

1) 著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他、当市が必要と認めるときには、当市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外には使用しない。また提出された書類は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

3-7 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

当市と優先交渉権者は、事業契約の締結に先立ち、基本協定を締結するものとする。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、当市は審査で決定された順位にしたがって、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。

(2) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、速やかに SPC を当市内に設立するものとする。なお、事業期間中は、SPC の本社所在地を当市外に移転させないものとする。

(3) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、SPC の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために当市と協議を行う。

(4) 事業契約の締結

当市と SPC は、本事業の実施に関する事項を規定する事業契約を締結する。

4 その他本事業の実施に関し必要な事項

4-1 その他本事業の実施に関し必要な事項

(1) 募集要項等の変更

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、当市は募集要項等を改正し修正版を公表する。なお、変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールもあわせて公表するものとする。

(2) 本事業において使用する言語及び通貨

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(3) 応募に係る費用

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4-2 問合せ先

上山市 上下水道課

住所：〒999-3192 山形県上山市河崎 1-1-10

電話：023-672-1111

E-mail：gesui@city.kaminoyama.yamagata.jp

当市ホームページアドレス <http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/>